

福島第一原発の放射能汚染水を海に捨てるな

- ◎建屋への浸水防止は進んでいない
- ◎地下式タンクに長期貯蔵すべき
- ◎汚染水海洋投棄はロンドン条約に抵触する

山崎久隆(たんぼぼ舎共同代表)

1. 放射性物質を海に流してはならない

(1) 政府決定の誤り

2021年4月13日、政府は福島第一原発の汚染水（ALPS・多核種除去設備の処理水）について「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」を開催し海洋放出による処分を「決定」しました。

(2) 「関係閣僚等会議」に決定の権限はあるのか

経産省は市民への回答として「汚染水処理の決定と責

任は東京電力にある」と答えています。では関係閣僚等会議は、汚染水海洋投棄を決定できる権限を有しているのか疑問。

(3) 逃げ回る東京電力

「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」と県漁連に文書回答を行っているのに、同意も得ずに規制委に対して工事の認可手続きを行うのは約束違反です。

■県漁連が処理水について政府と東京電力に求めた要望への回答(2015年8月)

【政府の回答】

建屋内の汚染水を多核種除去設備で処理した後に残るトリチウムを含む水については、現在、汚染水処理対策委員会に設置したトリチウム水タスクフォースの下で、専門家により、その取り扱いに係るさまざまな技術的な選択肢、効果などを検証しています。検証結果については、まず、漁業関係者を含む関係者への丁寧な説明など必要な取り組みを行うこととしており、こうしたプロセスや関係者の理解なしには、いかなる処分も行いません。

【東電の回答】

建屋内の汚染水を多核種除去設備で処理した後に残るトリチウムを含む水については、現在、国（汚染水処理対策委員会トリチウム水タスクフォース）において、その取り扱いに係るさまざまな技術的な選択肢、および効果などが検証されており、また、トリチウム分離技術の実証試験も実施中です。

検証等の結果については、漁業者をはじめ、関係者への丁寧な説明等必要な取組を行うこととしており、こうしたプロセスや関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留いたします。

(4) 汚染水の排出は環境や人体に影響を与える

汚染水にはトリチウムや、それ以外の放射性物質も含まれます。薄めても低レベル放射性廃液に他なりません。これを海に投棄することは、国際海洋法条約などの精神にも抵触し極めて不当です。周辺国が懸念を示し反対することは当然です。

(5) 汚染水の海洋排出は誰に利益があるのか

汚染水を海洋投棄して得られる「利益」は、誰にあるのでしょうか。東電の利益のために環境や健康や生業を犠牲にしなければならないのでしょうか。

東電は「風評被害については賠償する」としていますが、福島原発事故から11年を経て賠償の中身がどんなものであったか身をもって経験させられてきた被害者には怒りが湧くだけの言葉です。

(6) まだ放出まで時間がある

まだ工事が始まった段階です。放出開始は2023年春とも言われていますが、予定通り進むとも思えません。放出が始まるまでには時間はあります。汚染水対策を見直すべきです。

2. 汚染水海洋放出の背景は

(1) 「汚染水」とは何か

国や東電は「アルプス処理水」と言っていますが、ト

リチウムの量が1リットル当たり数百万ベクレルにも達するものもあり「トリチウム汚染水」とも言えます。

アルプスを通してストロンチウムやセシウムなど多種多様な核種が全部取り切れないので「(放射能)汚染水」でもあります。より正確に言うならば「低レベル放射性廃液」です。

(2) 逃走する汚染水対策

「2011年12月から30~40年での廃止措置終了時には、ALPS処理水についても処分を終えていることが必要」というのが海洋放出の最大の理由です。

「貯蔵継続は廃止措置終了まで(注:最長2052年まで)の期間内で検討することが適当」と、自ら一方的に期限を切ったのです。

3. 建屋への浸水防止は進んでいない

汚染水の発生を止められない原因は、デブリなどの放射性物質が溜まっている場所に何時までも水が流れ込んでいるからです。これをゼロにすれば追加発生は阻止できます。

2012年に作成された最初の汚染水処理対策のロードマップでは、2020年度中(2021年3月末まで)に滞留水をなくし、流入する地下水などを日量20トン程度にし、循環冷却により貯蔵タンクの汚染水を総量で80万トン以内に抑えるとしていました。

ところが現在は、『汚染水対策については、現在実施し

4. タンク貯蔵を実行すべき

市民団体が要請している「長期タンク貯蔵」では何が問題なのでしょう。

東電の主張は大きく二つ。一つは「場所塞ぎ」もう一つは「リスクの増大」です。しかし、対策はあります。

敷地北側半分を占めている汚染廃棄物の置き場や土捨て場を整理し、廃棄物の減容化を行い、土砂などは移動するなどして貯蔵タンクを設置するようにすればいいのです。

5. 汚染水海洋投棄はロンドン条約に抵触する

「海洋放出は条約が禁止する海洋投棄」ではないのかとの疑問は拭えません。

1982年に採択された「国連海洋法条約(UNCLOS)」第194条(2)では、「いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における活動が他の国及びその環境に対し汚染

しかし経産省も認めるように、廃炉は40年以内に完了する見通しは立っていません。この期限がミスリードを引き起こしています。考え方を变える必要があります。繰り返し強調します。ありもしないゴールを想定して汚染水放出を正当化するべきではありません。

(3) 貯蔵限界を超える可能性もある

東電は敷地の制約でタンクの貯蔵限界を2023年秋とし、その段階で137万トンを超えないとしています。

しかし1日当たり150トンを超える汚染水が発生する状況になると、タンクの増設が必要になるでしょう。その場合、敷地に作れないならば、それ以外の場所を探すほかはありません。

ているサブドレンや陸側遮水壁の運用の継続、敷地の舗装や建屋の屋根の補修等により、汚染水発生量を2020年内に150立方m/日程度、2025年内に100立方m/日以下とする計画です。』としている。

侵入量は2025年段階ですら日量100トンに達してしまいます。

これは、当初計画が失敗に終わり依然として汚染水が溜まり続ける現状を作り出した事実を示しています。デブリ取り出しではなく汚染水を増やさない対策が最優先です。

原子炉から離れているので取付道路を作れば、放射線の影響を受けずに工事ができます。

現在の地上タンクよりもはるかに安全な地下式タンク、30万キロリットル級地下タンクを6基建設すれば180万キロリットル、現在と将来の汚染水全部を貯水できます。その必要面積は推定70ヘクタール、1km×0.7km程度あれば可能です。

による損害を生じさせないように行われること並びに自国の管轄又は管理の下における事件又は活動から生ずる汚染がこの条約に従って自国が主権的権利を行使する区域を越えて拡大しないことを確保するためにすべての必要な措置をとる」としているのです。